行政評価シー	۱ ((事後評価)
--------	-----	--------

] 	事務事業名									
4				事 務			巾氏	部 市民稅謀		
	事務事業	後の目的							根拠法令等	
事務	地方税	法及び配	西東京市	市税条例に	基づき、	☑ 法律 基づき、軽自動車の所有者に対して軽自動車税を課税する。 □ 政令・省令 □ 要綱・要領				
事業		■業内容·実施方法等/補助の概要:補助団体の概要(団体名·団体の活動内容·補助金の活用内容等)、補助金の 既要(国·都基準の有無·対象者拡大の有無·上乗せ補助額·市単独補助額)等								
の概要	毎年4月1日に軽自動車を所有している者に対し、5月10日(平成19年度からは5月1日)に納税通知書を送付し、軽 自動車税を課税する。対象者に届かずに返戻された分に関しては、転居先調査等を行い、居所が判明した者には再度 納税通知書を郵送する。居所が判明しない者については、公示送達を行う。									
	事業開始	說 時期	合併前か	ら 年度	実施形態	態 ☑ 直営[□委託 □補助 □]その他 ()	
		項	目		単位	17年度	18年度	19年度	20年度	
	事業費(月) 国庫 財 地方(日)	支出金·春	邹支出金	:	千円	2,326	2,417	2,423	2,053	
事	内 その他 訳 一般!	也 ()		2,326	2,417	2,423	2,053	
貿 デ	所要人員				人	1.96	1.96	1.96	1.48	
- 1			給与 × (B	3)	千円	16,043	15,996	15,996	12,078	
タ	臨時職員	等賃金	(C')		千円					
	総コスト((D)=(A)+((C)+(C')		千円	18,369	18,413	18,419	14,131	
	単位当た (E)=(D)/		適正賦	課)	円	807	79	783	603	
		活動	等指標		単位	17年度	18年度	19年度	20年度	
	適正賦	試課		実績値	件	22,751	23,277	23,536	23,429	
	//×/= -	4V = D = NV	/ /1	実績値						
評価	(指標の説明·数値変化の理由 など) 発送件数									
指標		成身	果指標		単位	17年度	18年度	19年度	20年度	
の		率(発送f	牛数/到	目標値	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
設定	次 達件数	ξX)		実績値	%	99.48	99.66	99.78	0.00	
À	次			目標値 実績値						
	(指標の説明・数値変化の理由 など) 当初発送した納通件数から公示送達件数を差し引いたものを到達件数とした。厳密には遡って廃車になったケース や賦課漏れが発見されたケース等があるので、分母となる納通の発送件数を特定することは困難である。									
事			団体等の ・ト結果な		特にな	U				
業環境等			- ビス水準 市の順位	≢との比較 など)	□ 上 図 申 □ 下	特になし				
	代替	替·類似サ	ナービスの	の有無	□ 有☑ 無	特になし				

コード	事務事業名	所管部課
コード 4-3-2	軽自動車税賦課事務	市民部 市民税課

【一次評価】

検証項目	ランク		一次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、 今後改善すべき点等
事業の優先 度(緊急性)	3	事業の優先 度(緊急性) 3	□拡充	事業系でない税務部門では、一般的な行政評価は馴染まない。事務の効率性等を 指標にした新たな基準が必要である。
事業の 必要性	3	市民ニーズ 2 事業の 必要性	☑ 継続実施	今回行った到達率を指標とした評価は、 当初に納通を発送したものが必ずしも軽自
事業主体 の妥当性	3	受益者負担 の適切さ 事業主体 の妥当性	□改善・見直し	動車税を賦課しなければならないものなの かが明確に決まっていない(軽自動車を賦 課期日現在(4月1日)ですでに廃車してい
直接のサービ スの相手方	3	事業内容等 直接のサービ の適切さ スの相手方	□抜本的見直し	る場合や盗難にあってない場合、所有者が 死亡している場合等)ので、指針としては適 当でない。
事業内容等 の適切さ	3		□休止	軽自動車税担当は原動機付自転車の標 識交付や廃車処理とともに、一年をかけて
受益者負担 の適切さ	3		□廃止	軽自動車の登録者への適正賦課を行うために、実態調査等を行うことを業務としている。
市民ニーズ の把握	3			0

【二次評価】

検証項目	ランク		二次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、 今後改善すべき点等
事業の優先 度(緊急性)	3		□拡充	軽自動車税の賦課は法令に基づき行う事務なので大幅な改善は望めないが、陸運局等からの情報提供を電子化するよう働きか
事業の 必要性	3	事業の優先 度(緊急性)	☑ 継続実施	けるなど、事務の効率化を図るべきである。 また、窓口での応対に限らずあらゆる機
事業主体 の妥当性	3	市民ニーズ 3 の把握 2 事業の 必要性	□改善・見直し	会を通じて、納税義務や転居・廃車の際の 届出の必要性等について周知徹底するよう 努められたい。
直接のサービ スの相手方	2	受益者負担 事業主体	□抜本的見直し	
事業内容等 の適切さ	3	の適切さの妥当性の妥当性事業内容等の直接のサービ	□休止	
受益者負担 の適切さ	3	の適切さ スの相手方	□廃止	
市民ニーズ の把握	3			

【行革本部評価】

行革本部評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
□ 拡充 ☑ 継続実施 □ 改善·見直し	軽自動車税の賦課に関する事務は、法令に基づき行われるものであり、法改正等がない限り、現状の内容により引き続き実施する必要がある。今後は、二次評価記載のとおり、陸運局等からの情報提供を電子化するよう働きかけるなどの事務の効率化に向けた取組を行うとともに、税の公平性の観点から、適正賦課に向けて、継続的に取り組まれたい。
□抜本的見直し	
□休止 □廃止	